



発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集・発行人 西浦 康之
印刷所 株式会社 白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円)
毎月1回15日発行

水防

備えは万全?

●東海豪雨により冠水した愛知県岡崎市(撮影日:2000年9月12日)

——— 洪水から守ろうみんなの地域

水防月間

平成21年5月1日(金)～5月31日(日)

主催：国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体(市町村等)
■後援：防衛省、警察庁、経済省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本放送協会、(社)日本新聞協会、(社)日本民間放送連盟、日本赤十字社

■協賛：全国水防管理団体連合会、(社)日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、(社)建設広報協議会、(社)全国海岸協会、(社)全国治水砂防協会、(社)全国防災協会、(社)全国土木コンクリートブロック協会、(社)ダム・橋梁建設技術協会、(社)河川市工施設技術協会、(社)雨水貯留浸透技術協会、(財)河川環境管理財団、(財)河川情報センター、(財)国土技術研究センター、(財)ダム技術センター、(財)ダム水源環境整備センター、(財)リバーフロント整備センター、全国建設弘済協議会

北海道は、平成21年6月1日(月)～6月30日(火)

水防月間について

— 洪水から守ろうみんなの地域 —

— 5月1日～5月31日 —
(北海道6月1日～6月30日)

国土交通省河川局防災課

5月1日から5月31日（北海道にあつては6月1日から6月30日）は、水防の意義及び重要性についてご理解を深めていただくための「水防月間」です。

我が国は、地形、気象などの自然的条件に加え、急速な河川流域の開発という社会的要因により、洪水等による災害が起りやすい環境にあり、毎年、豪雨や台風などにより幾多の尊い人命と多くの資産が失われております。

これらの水害を未然に防止し、安全で安心できる地域社会を実現するためには、治水施設の早急な整備が望まれるところですが、その整備には莫大な費用と長い年月が必要であり、水害の根絶が難しい現状のなかで、洪水時に応急対策として行われる水防活動は、ますます重要なものとなっております。

昨年も局地的な豪雨などにより、全国各地で激甚な災害が発生しましたが、その際にも、地元水防団（消防団）の方々が、昼夜を分かたず水防活動を実施され、被害の軽減にあたられたところです。

国土交通省では、関係機関と協力し、国民全般に

水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的として、水防月間を定めております。これは、昭和61年の台風10号による出水の際における懸命な水防活動により、水防活動が極めて重要であることが再認識されたことを契機として、昭和62年度より実施されているものです。

水防月間中においては、ポスター、パンフレット等を活用して広報活動を積極的に展開するとともに、都道府県、水防管理団体（市町村等）と共に、出水を想定した水防演習や情報伝達演習の実施、水防資器材・河川管理施設等の点検・整備を行うほか、水防に関する展示会、講演会等の行事を全国各地において開催することとしております。

水防は皆様のご協力を得ることによって、その効果を最大限に発揮できるものであり、皆様の積極的な参加をお願いしますとともに、「水防月間」へのご理解とご協力をお願いいたします。



平成21年度水防月間実施要綱

1. 目的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的とする。

2. 期間

平成21年5月1日(金)から平成21年5月31日(日)まで(北海道にあっては、平成21年6月1日(月)から平成21年6月30日(火)まで)

3. 主催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体(市町村等)

4. 後援

防衛省、警察庁、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本放送協会、(社)日本新聞協会、(社)日本民間放送連盟、日本赤十字社

5. 協賛

全国水防管理団体連合会、(社)日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、(社)建設広報協議会、(社)全国海岸協会、(社)全国治水砂防協会、(社)全国防災協会、(社)全国土木コンクリートブロック協会、(社)ダム・堰施設技術協会、(社)河川ポンプ施設技術協会、(社)雨水貯留浸透技術協会、(財)河川環境管理財団、(財)河川情報センター、(財)国土技術研究センター、(財)ダム技術センター、(財)ダム水源地環境整備センター、(財)リバーフロント整備センター、全国建設弘済協議会

6. 運動のテーマ

洪水から守ろうみんなの地域

7. 月間の重点

- (1) 水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及
※特に、地域住民・企業が参加する水防訓練の実施
- (2) 水防体制の強化
※特に、重要水防箇所の周知徹底
- (3) 河川管理施設の点検整備

※特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

8. 実施概要

水防管理団体、河川管理者及び都道府県(以下「水防管理団体等」という。)は、出水期を前にしたこの月間内に、水防の意義及び重要性について国民の理解を深めるとともに、水害の恐ろしさや水防に対する国民の関心を高めるよう次に掲げる活動を積極的に実施するものとする。

なお、効果的な広報活動の推進に資するため、活動の実施状況を月間終了後報告するものとする。

I 水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及

(1) 広報活動等の推進

- ① 水防管理団体等は、水防の意義及び重要性等について、新聞、テレビ、ラジオ等報道関係機関の協力やインターネット等を有効活用し、積極的に広報活動を行うものとする。
- ② 水防管理団体等は、広報誌、ポスター、パンフレット、折り込み、ステッカー、横断幕等を活用し、必要に応じて水防シンボルマークを使用するなど、水防の意義及び重要性並びに水防月間の実施の趣旨が地域住民に十分に浸透するよう努めるものとする。
- ③ 水防管理団体等は、水防に関する展示会及び講演会の開催、アンケート調査、小中学生を対象としたポスター及び作文の募集等各種の行事を行うものとする。

(2) 避難場所、重要水防箇所の周知等

水防管理団体等は、ハザードマップ等を活用し、洪水時の浸水想定区域や区域内の地下施設等における避難行動が迅速かつ的確に行われるよう、地区単位で安全な避難場所や避難経路等の確認を行い、重要水防箇所と併せて地域住民への周知に努めるとともに、地域住民参加による避難訓練を実施するものとする。

(3) 水防演習の実施

- ① 水防管理団体等は、水防団、消防機関、水防協力団体等の協力を得て、洪水時における関係機関との連携と水防体制の強化を期するとともに

に、水防技術の習得・研鑽、水防に関する基本的考え方の普及及び水防意識等の高揚を図るため、水防演習を実施するものとする。

- ② 水防管理団体等は、水防知識及び水害に対する心構えを確立する意味においても、多くの地域住民・企業や地域の有識者及びNPO等が参加するよう関係機関と協力するとともに、はん濫想定水防訓練及び複合型防災実動訓練など多くの機関と連携する実態に即した総合的な演習を実施するよう努めること。

II 水防体制の強化

- (1) 洪水予報、水防警報、特別警戒水位（避難判断水位）への到達情報の通知及び周知等の情報伝達演習等による迅速かつ確実な情報伝達体制の確保
水防管理団体等は、洪水予報、水防警報、特別警戒水位（避難判断水位）への到達情報の通知及び周知等の水防情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、関係各機関との通信及び連絡に必要な機器及び施設の点検整備を行うとともに、量水標管理者、水防団及び消防機関を含め、総合的な情報伝達演習を行うものとする。

特に、洪水時における通信機能の低下や混乱に備えて無線機器による情報伝達訓練及び避難勧告等の発令に係る情報伝達訓練も実施するものとする。

また、高齢者、障害者等災害時要援護者が利用する施設及び地下施設に対しては、適切な情報提供などにより警戒避難体制等の充実・強化を推進するものとする。

- (2) 水防資器材の点検、整備

水防管理団体等は、水防資器材の点検を行い、地域や河川の特性を踏まえた資器材の整備を図るとともに、整備結果等を踏まえて水防計画の見直しを行うものとする。

- (3) 重要水防箇所周知徹底等

河川管理者は、洪水時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図られるよう、水防管理団体と共同巡視を行い、重要水防箇所の周知徹底を図るとともに、関係市町村及び関係水防管理団体等の関係機関と、はん濫危険水位を設定した箇所の水位と洪水予報観測所の水位との関係や、はん濫危険水位を設定した箇所毎の想定される浸水区域など、水防に必要な情報共有に努めるものとする。

また、水防管理者等は、地下空間における浸水被害軽減のため、地下施設管理者等と連携した情報伝達、避難体制の整備等を行うものとする。

- (4) 水防研修等の充実

水防管理団体等は、水防法に基づく権限や水防に必要な高度な知識及び技能の修得が図られるよう水防研修会等における講義、討議、実習等研修内容の充実に努め、必要に応じ水防専門家派遣制度を活用し、水防の一層の活性化を推進するものとする。

- (5) 水防団員の所属する事業所に対する協力依頼

水防管理団体等は、サラリーマンである水防団員が安心して水防活動に従事できるように、水防活動時の休暇の取扱いについての配慮等所属事業所の理解と協力を得られるよう、積極的に働きかけていくものとする。

III 河川管理施設等の点検、整備等

水防管理者等は、河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めるとともに、河川管理者においては、一層嚴重に河川を巡視するとともに、河川管理施設、許可工作物の安全性について点検し、

- (1) 危険と思われる河川管理施設については、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずること。
(2) 許可工作物については施設管理者による点検、整備を十分行わせるとともに、その状況について河川管理者への報告を求めるとともに、施設管理者の立会いのもと、点検の結果を確認する等適切な指導監督を行うこと。
(3) 堤防、護岸等については、損傷や変形、浸食など施設の状態を確認するとともに、近年の集中豪雨による災害等最近の災害に係る被災箇所については、嚴重な警戒を行うものとする。
(4) 堰、水門、樋門、閘門等の工作物のゲートの開閉状況、取付護岸の維持状況、樋門周辺の空洞化状況及び下流側の河床低下の状況等について重点的な点検を行うものとする。

IV 水防功労者の表彰

水防管理団体等は、水防に関し顕著な功績のあった個人又は団体を表彰するものとする。

平成21年度国土交通省における水防演習実施予定

地整名	演習名	実施日	実施場所
九州	川内川水防演習	5月10日(日)	川内川(左岸) 鹿児島県薩摩川内市西開聞町地先
関東	利根川水系連合水防演習	5月16日(土)	渡良瀬川(左岸) 栃木県佐野市船津川町地先
中部	庄内川・土岐川連合水防演習・複合型災害防災実動訓練	5月17日(日)	庄内川(右岸) 愛知県名古屋市西区山田町中小田井地先
中国	高津川水防演習・益田地区総合防災訓練	5月17日(日)	高津川(左岸) 島根県益田市高津地先
北陸	常願寺川・神通川連合水防演習	5月23日(土)	常願寺川(右岸) 富山県富山市水橋入江地先
近畿	淀川水防・大阪府地域防災総合演習	5月24日(日)	淀川(右岸) 大阪府摂津市一津屋地先
四国	物部川・仁淀川水防演習	5月24日(日)	物部川(右岸) 高知県南国市物部地先
東北	岩木川水防演習	5月30日(土)	岩木川(右岸) 青森県五所川原市錦町地先
北海道	鶴川・沙流川連合水防公開演習	6月20日(土)	鶴川(左岸) 北海道勇払郡むかわ町宮戸地先

〈全水連だより〉

平成21年度 全水連行事予定

(平成21年4月6日現在)

全国治水期成同盟会連合会

月 日	(曜)	時 刻	行 事	会 場
4月28日	(火)	11:00	全水連春季理事会	麴町会館
6月4日	(木)	13:30	第61回全水連総会	高知県立県民文化ホール
6月4日	(木)	14:00	21年度全国治水大会	高知県立県民文化ホール
10月14日	(水)	11:00	全水連秋季理事会	麴町会館
10月22日	(木)	午後	中部地方治水大会	静岡市
10月28日	(水)	午後	九州地方治水大会	宮崎市民プラザ
10月30日	(金)	午後	東北地方治水大会	ホテル福島グリーンパレス
11月4日	(水)	午後	中国地方治水大会	ビッグハート出雲
11月26日	(木)	13:30	21年度治水事業促進全国大会	砂防会館別館